

## 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等 貸付実施要領

### (目的)

第1 この実施要領は、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた福島県相双地域において従事する介護人材不足に対応するため、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費及び住居費又は通学費（以下「教材費等」という。）の適正な貸付業務に資するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この実施要領において「介護保険施設等」とは、介護保険法に規定する介護保険施設、（介護予防）居宅サービス事業所、（介護予防）地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設その他県社協会長が適当と認める事業所をいう。

2 介護福祉士養成施設等（以下「養成施設」という。）とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事が指定した介護福祉士養成施設をいう。

### (実施主体)

第3 この教材費等の貸付は、県社協が実施する。

2 県社協は、教材費等の貸付事務を処理するにあたり、第2により規定する介護保険施設等と緊密な連携を図るよう努める。

### (貸付対象者)

第4 教材費等の貸付の対象者は、養成施設に在学又は進学し、卒業後、相双地域（相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）に所在する介護保険施設等で、介護業務（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2の介護等の業務の範囲に定める職種の業務とする。）に従事しようとする者であって、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。

(1) 介護福祉士養成施設に入学する3ヶ月前の時点において相双地域に居住している者

(2) 養成施設を卒業後、相双地域に所在する介護保険施設等において、介護業務に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

### (貸付対象者の推薦及び募集人数)

第5 教材費等の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在学する養成施設の長からの推薦を要するものとし、予算の範囲内において募集する。

(貸付回数及び貸付額)

第6 貸付回数は1人当たり1回限りとし、教材費等の貸付額は以下のとおりとし、(2)又は(3)のいずれか一方を貸付ける。

(1) 教材費

初回の貸付時に限り、勉学及び実習の教材費として120,000円以内(実費相当)を貸付することができる。

(2) 住居費

相双地域に住所を有する者で、福島県内外の養成施設への通学が困難な者に対し、家賃相当分として月額36,000円以内を貸付することができる。

(3) 通学費

相双地域に住所を有する者が、福島県内外の養成施設に通学するための公共交通機関の通学定期代として、その実費を貸付することができる。

(貸付期間)

第7 教材費等の貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とする。ただし、養成施設に在学する者であって、本人の病気等の真にやむを得ない事情によって留年した場合は、貸付期間に含めることができる。

(貸付方法及び利子)

第8 教材費等の貸付は、県社協会長と第4による貸付対象者との契約により貸付ける。

2 教材費等の貸付利子は、無利子とする。ただし、教材費等の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が正当な理由がなく教材費等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収する。

(貸付の申請)

第9 申請者は、次の書類を在学する養成施設の長を経由して県社協会長に提出する。養成施設の長は、別に定める期日までに被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付推薦書(様式2)を添えて県社協会長に提出する。

(1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付申請書(様式1)

(2) 申請者の住民票抄本(発行後3か月以内)

(3) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付推薦書(様式2)

(4) 高等学校の成績証明書

(5) 所得のある家族全員(年金所得者含む)の源泉徴収票の写し又は課税(所得)証明書

(6) 連帯保証人(予定者)の源泉徴収票の写し又は課税(所得)証明書

※以下、該当する者のみ

(7) 住居の借入に関する賃貸契約書の写し

(8) 通学のための6か月ごとの公共交通機関の利用料を証明する書類

- 2 複数年度にわたり教材費等の貸付を受けようとする申請者は、貸付初年度を除き毎年度4月10日まで（休日・祝日の場合はその翌日まで）に養成施設の長が証明する在学届（様式7）を県社協会長に提出する。

（連帯保証人）

第10 貸付申請者は、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、貸付申請者と連帯して貸付金の返還債務を負担する。

ただし、貸付申請者が未成年者である場合には、原則として連帯保証人は法定代理人とする。

- 2 前項の法定代理人がその債務を負担できないときは、債務を連帯して負担できる者を連帯保証人として立てる。

（審査及び決定）

第11 県社協会長は、申請者から提出のあった書類及び養成施設の長からの推薦書等を審査し、貸付の可否を決定する。

- 2 県社協会長は、前項による審査の結果を被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付（承認・不承認）決定通知書（様式3）により、推薦のあった養成施設を経由して、申請者に通知する。

（貸付に係る契約等）

第12 教材費等の貸付決定の通知を受けた申請者は、通知のあった日から起算して14日以内に、養成施設を経由して県社協会長に次の書類を提出する。

（1）被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借用証書（様式4）1部

（2）被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付送金口座（申込・変更）申請書（様式5）

（3）被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付個人情報の取扱いに関する同意書（様式6）（借受人と連帯保証人各1部）

- 2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、教材費等の貸付を辞退したものとみなす。

（教材費等の交付）

第13 県社協会長は、第12により書類を受理したときは、当該貸付決定に係る教材費等を交付する。

2 教材費等は、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付送金口座（申込・変更）申請書（様式5）により申出があった口座に送金する。

3 教材費については、養成施設に入学後、第1回目の送金と併せて交付する。

4 住居費又は通学費の交付時期は、4月に前期分として4月から9月までの資金を、9月に後期分として10月から翌年3月までの資金を、それぞれ当該月の15日に送金し、送金日が金融機関の休業日のときは翌営業日に送金する。

ただし、養成施設に入学した当初の交付時期は、契約締結後とする。

(貸付の休止及び貸付契約の解除)

第14 県社協会長は、借受人が休学又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで教材費等の貸付は行わない。

この場合、これらの月の分として既に貸付された教材費等があるときは、その教材費等は、借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。

2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除する。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

3 県社協会長は、借受人が貸付を辞退し、貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。

(返還債務の履行猶予)

第15 県社協会長は、借受人が第14の2及び3により貸付契約を解除された後も、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているときは、貸付金に係る返還の債務を猶予することができる。

2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金に係る返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 相双地域の介護保険施設等において返還免除対象業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予の申請等)

第16 借受人は、第15に該当するに至ったときは、速やかに次の書類を県社協会長に提出しなければならない。

ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

- (1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還猶予申請書(様式8)
- (2) 返還免除対象業務に従事したとき及びその業務を継続している場合は、業務従事届(様式9)
- (3) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査の上、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還猶予申請結果通知書(様式10)により、その結果を借受人に通知する。

(返還債務の免除)

第 17 県社協会長は、借受人が養成施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、相双地域の介護保険施設等に就職し、介護業務に一定期間従事した場合には (1)、(2) に定めるところにより貸付した教材費等の返還を免除する。

ただし、従事する法人の人事異動等により、借受人の意思によらず、対象地域以外の地域において介護業務に従事した期間については、介護業務に従事した期間に算入する。

(1) 教材費

相双地域の介護保険施設等において介護業務に 3 年間従事した場合に返還を免除する。

(2) 住居費又は通学費

相双地域の介護保険施設等において、住居費又は通学費の貸付額に応じて以下の期間について介護業務に従事した場合に返還を免除する。

- ・貸付額が 300,000 円以下の者 1 年間 (全額返還免除)
- ・貸付額が 300,000 円を超える者 1 年間 (30 万円)  
2 年間 (30 万円)  
3 年間 (貸付総額から 60 万円を控除した額)

2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合、第 1 項の「養成施設を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替える。

4 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金 (既に返還を受けた金額を除く。) に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除できる。

(1) 死亡又は障害により貸付を受けた貸付金を返還することができなくなったときは、返還債務の額の全部又は一部。

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。

(3) 相双地域において教材費等の貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したときは、返還債務の額の一部。

ただし、本人の責による事由により免職された者、特別の事情がなく恣意的に退職した者などには、適用しない。

5 前項の (1) 及び (2) については、相続人又は連帯保証人に請求を行っても返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

6 第 4 項による免除できる額は、返還免除対象業務に従事した月数を 24 月数で除して得た数値 (この数値が 1 を超えるときは、1 とする。) を返還債務の額に乗じて得た額とする。

(返還債務の免除申請等)

第 18 借受人は、第 17 に該当するに至ったときは、速やかに次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

(1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還免除申請書  
(様式 11)

(2) 業務従事届 (様式 9)

(3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、県知事に協議し、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還免除申請結果通知書(様式 14)により、その結果を借受人に通知する。

(業務従事期間の計算)

第 19 教材費等の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる業務従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日から業務に従事しなくなった日の前日までの期間による。

ただし、災害、本人の疾病・負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった期間は、当該業務従事期間には参入しない。

(返 還)

第 20 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金を一括又は月賦による均等払(端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せる。)により返還しなければならない。

(1) 教材費等の貸付契約が解除されたとき。

(2) 相双地域の介護保険施設等において介護業務に従事しなかったとき又は返還債務が免除となる業務従事期間を満たさず離職したとき。

(3) 業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、返還免除対象業務に従事した場合であつて、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協会長が定める期間内に返還しなければならない。ただし、3年を上限とする。

3 第 1 項のほか、虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた教材費等を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

4 借受人は、第 1 項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還届(様式 13)を県社協会長に提出しなければならない。

5 県社協会長は、前項の返還届に基づき、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還通知書(様式 14)により当該借受人及び連帯保証人に通知する。

(延滞利子)

第 21 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に付き年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

- 2 前項に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算するものとする。
- 3 計算した延滞利子の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

#### (届出義務)

第 22 借受人は、貸付金の返還が終わるまで又は返還債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、所定の様式により、直ちに県社協会長に届け出しなければならない。

- (1) 借受人の住所、氏名、勤務先、その他重要な事項に変更があったとき。(様式 15)
- (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(事実を証明する書類)
- (3) 借受人が休学、停学、復学、転学又は退学したとき。(様式 16)
- (4) 借受人が心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったとき。(様式 16)
- (5) 貸付を辞退するとき。(様式 16)
- (6) 借受人が卒業したとき。(様式 17)
- (7) 借受人が介護福祉士の登録簿に登録したとき。(様式 18)
- (8) 借受人が返還免除対象業務に従事したとき。(様式 9)
- (9) 借受人が退職したとき。(様式 15)
- (10) 連帯保証人の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式 19)
- (11) 住居費又は通学費の額に変更があったとき。(様式 20)

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借受人異動事項等届出書(様式 15)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

#### (その他)

第 23 県社協会長は、この要領に定める事項のほか、必要があるときは、借受人に対し、教材費等の貸付目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。